

令和8年度縁結び・子育て美容-eki 事業に関する業務仕様書

1 趣旨

本県の少子化の要因には、未婚率上昇とともに、核家族化や地域のつながりの希薄化などによって子育ての不安や悩みが増していることが挙げられる。

このため、県では、誰もが定期的に訪れ、気軽に相談しやすい地域の理美容院、ネイルサロン、鍼灸院、整体院等が、子育て支援の場になり得るとの視点から、平成27年度に子育て支援に関する講習を開催し、受講した美容師等がいる店舗を「子育て美容-eki」として認定した。平成29年度からは、結婚を希望する男女の結婚支援の窓口として、「かがわ縁結び支援センター」など結婚支援に関する情報提供を行うなど、結婚について考えるきっかけの場にもなり得るとの視点から、結婚や子育て支援に関する講習（以下「認定講習会」という。）を受講した美容師等がいる店舗を「縁結び・子育て美容-eki」として、令和元年度からは、結婚や出産等ライフイベントごとに家庭とのやり取りが多い生命保険等を取り扱う方を「縁結び・子育てサポーター」として認定している。

本事業は、「縁結び・子育てサポーター」が在籍する店舗、「子育て美容-eki」、「縁結び・子育て美容-eki」（以下「認定店舗」という。）に対してのフォローアップ、また認定店舗になり得る者及びその利用者に対して本事業の取組みについて普及啓発を行うことにより、地域全体で子育てや結婚を支援する機運の醸成を図るものである。

2 業務の内容

県全域において認定店舗・関係機関との連絡調整、顧客との会話の中で出た疑問点へのフォローアップ等、事業全体の企画運営を行うこと。ただし、ニーズに合わせて情報提供できる体制を整えるため、子育て支援に関して、子育て支援員基本研修を修了している、もしくは子育て支援業務に従事している者等、子育て支援・結婚支援に関して適切な情報提供ができる人材（以下「「美容-eki 普及推進員」という。）を1名以上配置し、以下の業務を行うこと。

（1）年間計画書の提出

契約締結後2週間以内に計画書を作成し、県に提出すること。

（2）希望に応じた認定講習会の実施

- （7）に記載する「縁結び・子育て美容-eki」WEBサイト（以下「WEBサイト」という。）で随時認定講習会の受講者を募集し、参加者の受付、管理を行うこと。
- 認定講習会の受講希望者に対し、年1回以上講習を実施すること。
- 受講の希望があった場合、認定講習会当日までに開催日時、受講者の氏名、所属店舗名等を記載した名簿を作成し、県に提出すること。
- 新規認定店舗が求める最新の結婚や子育て支援に関する情報を提供すること。
- 講習内容については県と協議の上、決定すること。

（3）修了証とステッカーの作成、交付

- 県からデータの提供を受けたうえ、認定講習会の受講修了者に交付する修了証とステッカーの作成や交付を行うこと。
- ステッカーは、右記のデザインを使用し、認定の形式に応じて配布すること。
- ステッカーは直径120mmの正円であること。



【縁結び・子育て美容-eki】

【縁結び・子育てサポーター】

- ・ステッカーは防水であること。

(4) 認定店舗に対する働きかけ

- ・結婚や子育てに関するタイムリーな情報を発信するため、認定店舗のメールアドレスの確認及び了解を得たうえで「美容 - eki メールマガジン」として四半期に1回以上メールにて認定店舗に向けた情報配信を行うこと。
- ・配信する情報については、市町等からの情報も含め、より多くの情報を発信できるように工夫した上で、県の承認を得ること。

(5) 結婚希望者の身だしなみを整える認定店舗の設定

- ・認定店舗から、県が指定する対象者の身だしなみを整えるメニュー（以下、「婚活応援メニュー」という。）を設置した認定店舗（以下、「身だしなみ認定店舗」という。）を、5店舗以上設定すること。なお、身だしなみ認定店舗と婚活応援メニューの内容は県と協議の上決定すること。
- ・身だしなみ認定店舗は高松市に2店舗、中讃地域に1店舗以上設定すること。
- ・本取組みについて、かがわ縁結び支援センターの会員等、結婚を希望する方へ広報を行うこと。

(6) アンケート調査の実施

- ・以下のとおりアンケート調査を実施し、集計すること。

① 認定店舗の顧客向けアンケート

- 〔項目例〕
- ・結婚や子育てについて前向きに取り組もうと思ったか。
 - ・認定店舗があることで地域に応援されていると感じたか。など

② 認定店舗向けアンケート

- 〔項目例〕
- ・テキストを活用して認定講習会で学んだ事が生かせているか。
 - ・月に1回以上は顧客に対し、結婚や子育てに関する情報提供ができているか。など

- ・顧客に対するアンケート調査を行う際、二次元コード等を使用するなど、施術中や待ち時間に簡単に回答できるようにすること。
- ・アンケート調査は契約締結から2ヶ月以内に開始し、令和9年1月31日まで隨時実施すること。
- ・アンケート内容については県と協議の上、決定すること。

(7) WEB サイトの管理

- ・県の指定するURL (<https://www.ems-kagawa.jp/biyo-eki/>) 上のWEBサイト上の管理運営を行うこと。

① 登録

認定講習会の受講者に対し、店舗名、住所、電話番号等、登録に必要な情報提供を求め、その情報をWEBサイトに登録することにより管理すること。

② 変更

登録されている店舗情報に変更がある場合は、登録情報の変更を隨時行い、正確な情報提供を行うこと。

(8) 広報

- ・結婚を希望する人の身だしなみのアドバイスや子ども連れの顧客に対するキッズスペースの設置など、結婚や子育てに関する特色ある取組みを実施している認定店舗をWEBサイトで年3回以上紹介すること。

(9) 事務局運営体制

以下のこと留意して、「美容-eki 普及推進員」の属する事務局を設置し、認定講習会参加申込受付や、問合わせ、苦情等への対応を行うとともに、隨時県へ報告すること。

- ・事務局の所在地、連絡先等を明らかにすること。
- ・運営に当たっては県及びかがわ縁結び支援センターとの協議を密に行うこと。

(10) 実績報告の提出

事業終了後、速やかに以下のもの（紙媒体1部、電子媒体1部）を県に提出し、検査を受けること。

① 事業報告書（以下の内容についてまとめたもの）

- ・全体の概要

② 事業の成果物

- ・アンケート集計結果

- ・認定講習会で使用したテキスト等の成果物

③ 記録写真

- ・認定講習会を実施したことが分かる写真

- ・写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。

3 留意事項

- (1) 本業務を行うにあたり、認定店舗が顧客に対して情報提供する内容については、あくまでも自主的な判断によるものであることに留意し、特定の価値観の押し付けやハラスメントにつながることのないようにすること。
- (2) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (5) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 認定店舗のうち柔道整復師法第24条及び、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条に基づく施術所の広告の制限に該当する店舗については、広報の実施にあたっては、広告可能な内容を確認した上で掲載を行うこと。なお、疑義が生じた場合は事前に県に相談すること。
- (7) 本事業で知り得た個人及び企業等の情報は、他の用途として使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本委託業務に関し再委託をする場合は、県の承認を得ること。

- (9) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (10) 委託料の支払いは、原則完了払とする。